

海外にお住まいのご家族について 扶養認定を受ける場合は次の手続が必要です

海外にお住まいで、日本国内に住所を有さないご家族について、「健康保険被扶養者（異動）届」（届書）をご提出いただく際には、次の書類を添付いただく必要があります。

※次の2～4の書類が外国語で作成されているときは、翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文を添付してください。

1. 現況申立書の作成

- 扶養認定を受けるご家族の状況について、被保険者との続柄、収入状況及び仕送り状況などを記載した現況申立書を被保険者に作成いただき、添付してください。

※現況申立書の様式は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

2. 身分関係の確認

(1) 被保険者との続柄が確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類を添付してください。

<直系尊属、配偶者、子、孫及び兄弟姉妹以外の三親等内の親族を扶養される場合>

(2) 上記(1)の書類に加え、被保険者と同居していることが確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類を添付してください。

3. 生計維持関係の確認（被保険者と扶養される方が別居の場合）

(1) 扶養される方の収入状況

扶養される方の年間収入が130万円未満（扶養される方が60歳以上又は障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満）であることが確認できる次のいずれかの書類を添付してください。

(収入がある場合)

公的機関又は勤務先から発行された収入証明書

(収入がない場合)

収入がないことを証明する公的証明書又はそれに準ずる書類

(2) 被保険者から扶養される方への仕送り額等

扶養される方に対する被保険者からの送金事実と仕送り額が確認できる書類として、金融機関発行の振込依頼書又は振込先の通帳の写しを添付してください。

※被扶養者として認定されるためには、扶養される方の年間収入が被保険者からの年間の仕送り額未満であることが必要です。

4. 生計維持関係の確認（被保険者と扶養される方が海外で同居の場合）

上記3「(1) 扶養される方の収入状況」に該当する書類を添付してください。

※扶養される方の年間収入が被保険者の年間収入の2分の1未満であることが必要です。

また、被保険者と同一世帯であることが確認できる次の書類を添付してください。

- 被保険者と同居していることが確認できる公的証明書又はそれに準ずる書類

※日本年金機構ホームページにも掲載しております。

また、ご不明な点がございましたら、年金事務所へお問い合わせください。

日本年金機構 被扶養者認定

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>